

特定非営利活動法人 シーガル研修・研究機構

平成 30 年度

神奈川県サービス管理責任者等研修(後期)募集要領

(児童分野(児童発達支援管理責任者研修第 4 回))

本研修は、特定非営利活動法人 シーガル研修・研究機構が、神奈川県からの指定を受け、神奈川県が定めた「神奈川県サービス管理責任者等研修事業者事業実施要領」に基づいて実施するものです。

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等においてサービス管理責任者の業務に従事する者、及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者の業務に従事する者を対象として、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得し、資質の向上を図ることを目的とします。

2 指定研修事業者

特定非営利活動法人 シーガル研修・研究機構（指定番号：004）

3 研修分野と対象サービス

分野	対象となる事業の種類	募集定員
児童(児童発達支援管理責任者研修)	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	100 人 (後期開催コース)

(注) 上記に掲げるサービス種類以外の事業は本研修の対象となりません。

4 受講対象者

3の表中「対象となる事業の種類」に掲げるいずれかの事業に従事する者（予定の者を含む。）であって、次に該当する者

(1) 児童発達支援管理責任者を配置すべき指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設において、児童発達支援管理責任者として配置している者又は今後配置予定の者

5 研修カリキュラム

(1) 共通講義 (1 日間)

ア サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の役割に関する講義

(2) 分野別研修 (2 日間)

ア アセスメントやモニタリングの手法に関する講義

イ サービス提供プロセスの管理に関する演習

※すでに他分野のサービス管理責任者研修を修了している者が、児発管の研修を受講する場

合は、共通講義の受講は免除され、分野別研修のみの受講とすることが可能です。(その場合、受講申込書に他分野のサービス管理責任者研修等の修了証書(写し)を添付してください。)

6 日程及び会場

分野	共通講義	分野別研修
児童(児童発達支援管理責任者研修)	平成 31 年 3 月 7 日(木) 10 時 00 分～17 時 30 分 小田急相模原駅文化交流プラザ(おださがプラザ) 4F 多目的ルーム	平成 31 年 3 月 11 日(月) 9 時 30 分～17 時 30 分 平成 31 年 3 月 12 日(火) 9 時 30 分～17 時 30 分 小田急相模原駅文化交流プラザ(おださがプラザ) 4F 多目的ルーム

<場所> 別紙地図を参照

小田急相模原駅文化交流プラザ(おださがプラザ)(相模原市南区南台 3-20-1 ラクアル・オダサガ 4 階)

7 受講料

受講料は 25,000 円とします。

ただし、共通講義の免除(分野別演習のみ受講)を受ける方は 5,000 円を減額します。

	共通講義の免除(サービス管理責任者研修の修了証の写しを提出)	基本受講料	減額される額	受講料(税込)
①	なし	25,000 円	0 円	25,000 円
②	あり	25,000 円	5,000 円	20,000 円

※受講料の振込方法は受講決定通知に同封して送付します。

※尚、受講料については、如何なる理由があっても返金できませんのでご注意ください。

8 申込について

(1) 申込方法

法人一括申込の場合

別紙「平成 30 年度神奈川県児童発達支援管理責任者研修受講申込書」に必要事項を記載の上、「申込書類確認書」を添えて法人でまとめて申込書類を郵送してください。

共通講義の免除を受ける者がいる場合は、当該申込者の他分野のサービス管理責任者研修の修了証(写し)を必ず添付してください。

個人申込の場合

※個人で申込みをすることもできますが、選考基準での優先順位は下がりますのでご注意ください。

※提出書類は、法人一括申込の場合と同一です。法人名の欄には「個人申込」と記載して提出してください。

(2) 送付方法 簡易書留郵便で郵送してください。受講合否決定通知用の封筒(92 円切手貼付済、送付先住所宛先記名済み:長 3 形)も同封して郵送をしてください。

(必ず、郵便局の書留窓口に差し出してください) ※FAX、電子メール、電話による申込はできません。

(3) 申込期限 平成 31 年 1 月 4 日(金) 当日消印有効

(4) 送付先

〒242-0021

大和市中央 2-4-14 全広社第 2 ビル 310 号

特定非営利活動法人 シーガル研修・研究機構 行

「サービス管理責任者等研修受講申込書在中」

9 複数の研修事業者への申込み

- 平成30年度は、当事業者を含め4つの指定研修事業者が本研修を実施します。
- 事業者ごとに実施する研修の分野が決まっています。実施する分野は下の表のとおりです。
- 募集期間は4事業者のうち、「特定非営利活動法人シーガル研修・研究機構」の実施する研修のみが異なります。他の3事業者は同じです。
- 共通講義が免除となるのは、研修申込の際にすでに修了した分野の研修修了証を申込書と併せて提出できる場合のみです。(同時に複数の分野を申し込んだ場合、申し込んだ研修事業者の共通講義をそれぞれ受講していただく必要があります。)

	研修事業者	分野
1	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 (指定番号：001)	介護
2	公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 (指定番号：002)	地域生活（知的・精神） 就労
3	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネ ジメント従事者ネットワーク (指定番号：003)	地域生活（身体） 児童（児童発達支援管理責任者研修）
4	特定非営利活動法人シーガル研修・研究機構 (指定番号：004)	児童（児童発達支援管理責任者研修）

10 受講の選考について

受講定員が定員を超えた場合は、「神奈川県サービス管理者等研修実施要領」別紙1「神奈川県サービス管理責任者研修等研修受講者選考基準」に基づき受講者を決定します。

神奈川県サービス管理責任者等研修受講者選考基準

神奈川県サービス管理責任者等研修の受講決定について、受講申込者数が定員を超過する場合は、分野ごとに次の選考基準により受講決定を行うこと。

なお、選考については、事情を勘案する必要があると認められる場合は、神奈川県と協議の上、決定すること。

<選考基準>

基準Ⅰ：先に県内の事業所に配置の受講申込者を優先し、定員に余裕があれば県外の事業所に配置予定の受講申込者を受講決定する。

基準Ⅱ：法人からの受講申込者を優先し、定員に余裕があれば個人からの受講申込者を受講決定する。

基準Ⅲ：配置（予定）状況により、次の優先順位で受講決定する。

①研修未修了で、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者としてすでに配置されている者

②今年度中にサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として配置される予定の者

③次年度中にサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として配置される予定の者

④時期は未定であるが、今後サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として配置される予定の者

※上記選考基準により選考を行ったうえで、同法人内での優先順位を考慮します。よって選考の優先順位と法人からの優先順位は必ずしも一致しません。

11 受講者の決定及び通知

- 受講者は、申込み内容を審査の上で決定し、申込み時に記載のあった送付先に受講の可否の通知を送付します。
- 受講決定等の通知は平成 31 年 1 月 18 日(金)頃に発送予定です。2 月に入っても通知が届かない場合は特定非営利活動法人 シーガル研修・研究機構 事務局に連絡してください。

12 事前課題

- 本研修は分野別、演習ごとに事前課題があります。事前課題は、演習日の概ね 3 週間前に「障害福祉情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>)及び特定非営利活動法人 シーガル研修・研究機構のホームページ(<http://www.stro.or.jp>)に掲載します。

13 本人確認

- 受講決定者は、研修第 1 日目受付時に公的機関発行の身分証明書（運転免許、保険証等）の原本と写しをご持参ください。研修初日に原本と確認をいたします。詳細については、受講決定通知送付の際にお知らせいたします。

14 効果測定

- 研修の理解度を確認するため、研修中及び研修終了後に効果測定を行います。

15 修了証書

- 研修の全課程を修了した者に、研修最終日の研修終了後に手渡しで修了証書を交付します。

16 個人情報の取扱い

- 申込みに係る書類に記載された個人情報については、特定非営利活動法人 シーガル研修・研究機構 学則第 14 条に基づき適正な管理を行い、本研修事務及び研修修了者名簿の管理以外の目的に使用することはありません。

17 その他

- 受講決定者は全日程の 3 日間(共通講義免除者は 2 日間)出席する必要があります。遅刻及び早退は欠席とみなし修了証書を交付できませんのでご注意ください。通勤時間帯による交通機関の混雑や天候等を考慮の上、ご来場ください。
- 天候不順等により、研修を中止、延期する場合
研修当日午前 7 時の時点で神奈川県内に特別警報及び警報が発令されていた場合は中止といたします。また、振替えの日程については、別途特定非営利活動法人 シーガル研修・研究機構のホームページ(<http://www.stro.or.jp>)によりお伝えいたします。
- 著しく受講態度が悪く(私語、居眠り、携帯電話の使用等)、繰り返し注意された方や、決められた期日までに事前課題を提出しない方には修了証書は交付できません。
- その他、受講申込書類に不備が見られた場合は、受講見送りとさせていただくこともあります。
- また、虚偽の内容により申込みをした場合は、修了証書交付後であっても、修了の取り消し等の措置をとります。
- 指定居宅介護事業者等におけるサービス提供責任者は、サービス管理責任者に含まれないため、サービス管理責任者研修の対象者ではありません。
- 研修の受講順
「サービス管理責任者研修」と「サービス管理責任者補足研修」は、どちらを先に受講しても、差し支えありませんが、サービス管理責任者として配置する際には、両方の研修を修

了していなければなりません。

実務経験等に関する問い合わせ

当研修の受講申込書に実務経験証明書を添付する必要はありません。実務経験証明書は、指定障害者福祉サービス事業者又は指定障害児通所支援事業者等の指定申請を行う場合及びサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の変更を行う場合に必要となります。

実務経験が該当するか等児童発達支援管理責任者等の配置に関する問い合わせについては、当該事業の指定機関(市町村等)指定担当にお問い合わせください。

事業所所在地地域	指定機関(担当)連絡先
横浜市	横浜市子ども青少年局子ども福祉保健部障害児福祉保健課 電話 045-671-4278
川崎市	川崎市保健福祉局障害保健福祉部障害計画課 ファクシミリ 044-200-3932
相模原市	相模原市健康福祉局福祉部障害政策課指定・指導班 電話 042-707-7055
横須賀市	横須賀市子ども育成部子ども施設課 電話 046-822-8224
上記以外の市町村	神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課事業支援グループ 電話 045-210-4732

※川崎市への問い合わせは、ファクシミリとなりますのでご注意ください。

研修の受講に関するお問い合わせ先

特定非営利活動法人 シーガル研修・研究機構

〒242-0021 大和市中心2-4-14 全広社第2ビル310号

電話 046-240-1961 ファクシミリ 046-240-1962

【会場案内図】

1 共通講義(1日目)・分野別研修(2・3日目)

小田急相模原駅文化交流プラザ(おださがプラザ) (相模原市南区南台 3-20-1
ラクアル・オダサガ4階)



○電車をご利用の場合

小田急小田原線「小田急相模原駅」下車 駅より徒歩1分